



規程の改定について

(1) 開催権譲渡規程

【制定理由】

譲渡金の対価としてチームが行使できる権利及びホームゲーム開催において、チームが負担する経費負担が整理されていなかったため、新規規程として制定。

(2) 移籍手続きに関する規程

改定分類	対象箇所	改定内容	
新規追加	第16条〔移籍金〕 (8)	-	次のいずれかの条件を満たす選手は、移籍金の発生無くいかなるチームの選手としても選手契約およびVリーグ登録をして試合に出場することができる。 ① 前所属チームを離籍した日から1年を経過した選手 ② 前所属チームが所属するディビジョンの前年の開幕日前日までに離籍した選手で、最初の6月1日を過ぎた選手
新規追加	第17条 〔公示リストへの掲載期間〕	-	第7条(1)①・②及び第8条(1)①・②の掲載期間は次のとおりとする。 ① 移籍希望選手リスト：離籍日から1年間 ② 退団・任意引退選手リスト：第16条(8)に定める期間
条文変更	第7条 〔移籍および離席情報の公示〕 (1) ②	改定前	退団選手リスト
	第8条 〔移籍および離席情報の公開〕 (2) ②	改定後	退団・任意引退選手リスト
条文変更/ 新規追加	第9条 〔移籍期限〕	改定前	(前略) ただし、 第11条 1項に則り「移籍希望選手リスト」に記載された選手については、 第11条 2項に則り受付が完了した場合は、(後略)
		改定後	(前略) ただし、 第10条 1項に則り「移籍希望選手リスト」に記載された選手については、 第10条 2項に則り受付が完了した場合は、(後略)
条文変更/ 新規追加	第10条 〔届出期限〕	改定前	(1) 本規程 第7条 1項で定める届出のうち、(後略) (2) 「移籍希望選手リスト」に記載されている選手について、本規程 第7条 2項で定める届出を行う場合の受付期限は、(後略)
		改定後	(1) 本規程 第6条 1項で定める届出のうち、(後略) (2) 「移籍希望選手リスト」に記載されている選手について、本規程 第6条 2項で定める届出を行う場合の受付期限は、(後略)
条文変更/ 新規追加	第18条(現行規程第17条) 〔事前交渉の禁止と罰則〕	改定前	本規程 第14条 から 第16条 に定める手続きを経ずに、事前に直接または間接に当該選手と移籍交渉希望チーム間で移籍交渉が行われた場合は、当該チーム(第14条 の場合は当該選手も)を、コンプライアンス違反として処罰の対象とする。
		改定後	本規程 第13条 から 第15条 に定める手続きを経ずに、事前に直接または間接に当該選手と移籍交渉希望チーム間で移籍交渉が行われた場合は、当該チーム(第13条 の場合は当該選手も)を、コンプライアンス違反として処罰の対象とする。

【改定理由】

移籍金が発生する期間に定めがなく、移籍金対象となった選手は半永久的に移籍金対象となることから、移籍金対象となる期限を定め、「選手の職業選択の自由を担保し、選手が希望するチームでプレーできること」という規程本来の主旨に近づけるため、改定。

以上